

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、介護保険法に基づき、医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか (以下「ほのか」という) が実施する施設サービスの適正かつ円滑な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「ほのか」は、要介護状態と認定された利用者 (以下「利用者」という) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 「ほのか」では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づき、医学的管理下における看護・介護・機能訓練その他日常的に必要なとされる医療、並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 「ほのか」では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 「ほのか」は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 「ほのか」では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供事業者、及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる意外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 「ほのか」では、感染症対策・介護事故対策・身体拘束ゼロ運動・褥瘡防止などを目的に各委員会を設置し、サービスの質の向上に努める。
- 8 「ほのか」は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適宜かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 「ほのか」の名称及び所在地等は次の通りとする。

- (1) 施設名 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほのか
- (2) 開設年月日 平成30年2月1日
- (3) 所在地 山形県東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地
- (4) 電話番号 0235-68-0020 FAX番号 0235-68-2208
- (5) 管理者名 石黒 朗
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0653080051)

(職員の体制)

第5条 「ほのか」の職員の体制は、次の通りとし、人員は介護保健施設（I）の人員体制とする。

管理者（医師）	1名（1名以上）
看護職員	10名以上
介護職員	25名以上
支援相談員	1名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上
管理栄養士、栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上

（ ）は他職種と兼務

その他の職員は、必要に応じて配置するものとする。

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める職員の職務内容は次の通りとする。

- 1 「ほのか」の管理者は、医師をもって充て、「ほのか」の管理運営に関する業務を統括する。
- 2 医師は、利用者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理責任を持つこととする。
- 3 看護・介護職員は、明るく家庭的な雰囲気の中で利用者の病状、心身の状態に応じ、看護及び介護を適切に行い充実した日常生活の援助に努める。また、居宅における生活への復帰に努める。
- 4 支援相談員は、利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、地域・市町村との連携、ボランティアの指導に従事する。また、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 5 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、利用者の心身の諸機能の改善、又は維持を図るため計画的な機能回復訓練に従事する。
- 6 栄養士は、利用者の栄養面に配慮すると共にその心身の状態、病状及び嗜好に配慮した献立をつくり提供する。また、栄養相談・食事相談・指導により居宅における生活への復帰に努める。
- 7 介護支援専門員は、施設サービスの提供に係る計画等の作成にあたり、利用者についての解決すべき課題の把握、分析を行う。また、実施状況の把握に努め、利用者、家族に十分な説明と同意を得る。
- 8 事務職員は、「ほのか」の運営にあたって、庶務、経理、施設管理及びフロント業務に従事する。
- 9 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメントなどの栄養状態の管理を行う。

(入所者の定員)

第7条 「ほのか」の入所者定員は、一般棟50と認知症専門棟50により計100名とする。

(入所の手続き)

第8条 「ほのか」へ入所しようとする者は、管理者に対し下記に定める書類により所定
の手続きを行うものとする。

- (1) 入所利用契約書
- (2) 重要事項説明同意書
- (3) その他「ほのか」が必要とする書類

(入所者の基準)

第9条 入所者の決定は、医師・看護職・介護職・支援相談員・理学療法士若しくは作業療法士等関係職員の参加による入所検討会議で行う。

(健康管理)

第10条 管理者は、利用者の心身の特徴を把握し、的確な診断のもとに、療養上妥当適切な検査、投薬、処置を実施するものとする。又、病状急変に際しては、協力病院において医療を受けさせるものとする。

(協力医療機関等)

第11条 協力医療機関は、次の通りとする。

医療法人徳洲会 庄内余目病院

協力歯科医療機関

医療法人谷屋 谷家歯科

(介護老人保健施設のサービス内容)

第12条 「ほのか」では、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護介護、機能訓練(リハビリテーション・運動機能向上・口腔機能向上)、並びに日常生活上の世話・栄養管理・栄養ケアマネジメント等の栄養状態・口腔衛生の管理を行う。

(利用者負担の額)

第13条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 利用給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費・入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用・日常生活品費・教養娯楽費・理美容代・行事費・健康管理費・私物の洗濯代・その他の費用など利用料は、別に定める利用料金表により支払いを受ける
- (3) 食費及び居住費において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の負担額については、重要事項説明書内の《別添資料1》により支払いを受ける。

(施設利用に当たっての留意事項)

第14条 「ほのか」の利用に当たっての留意事項を以下の通りとする。

- ・ 面会は、原則として午前9時から午後8時とする。
- ・ 消灯時間は、原則として午後9時とする。
- ・ 外出、外泊は事前に申し出ることとする。
- ・ 飲酒、喫煙、は原則として禁止する。
- ・ 火気の取り扱い、禁止する。
- ・ 包丁、ナイフ等危険物の持ち込みは、禁止する。
- ・ 設備、備品は、丁寧に利用することとする。
- ・ 所持品、備品の持ち込みは、事前に申し出ることとする。
(居室内使用のTV、ラジオ、携帯電話等、その他応相談)
- ・ 金銭、貴重品の管理は、原則として行わないこととする。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設に連絡のうえ、「ほのか」の医師の紹介状を持参のうえ受診することとする。緊急の場合も連絡のうえ受診することとする。
- ・ 宗教活動、ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

- ・ 金銭の貸し借りは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

(事故発生の防止及び発生時に関する事項)

第15条 「ほのか」は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止する体制を整備する。またサービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

- (2) 事故を防止するための委員会の設置及び研修会の実施
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第16条 管理者は、利用者が寝たきり等自力避難の困難な状態であることに特に配慮し利用者の安全を確保するため、各種災害に臨機に対応できる十分な防災対策を講ずるものとする。防災管理者を定め、防災計画、設備の保守点検、消火訓練、通報避難訓練（年2回以上）、利用者を含めた総合訓練（年1回以上）等を実施、非常災害用設備の使用法の周知徹底をすること。

- (2) 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、損害賠償を求めるものとする。

(苦情処理)

第18条 「ほのか」は、施設サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 提供した施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第19条 入所者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (2) 「ほのか」における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的に行う。
- (5) 「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (6) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(職員の服務規律)

第20条 職員は介護保険関係法令及び諸規則・個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては協力して施設の秩序を維持する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 「ほのか」は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の設置及び従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待を防止するための指針の整備
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 「ほのか」は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第22条 「ほのか」は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 「ほのか」は、身体拘束の適正化を図るため次の措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針策定及び研修の実施

（褥瘡対策に関する事項）

第23条 「ほのか」は利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（業務継続計画の策定）

第24条 「ほのか」は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 「ほのか」は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 「ほのか」は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 入所療養介護に関する記録を整備し、入所療養介護のサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、**プライバシーポリシー**については、施設内に掲示する。
- 4 **適切な介護保険施設サービス提供を確保する観点から、施設内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって相当の範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。**
- 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人徳洲会の理事会において定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成30年2月1日より施行する。

平成30年12月17日	一部改正
令和元年10月1日	一部改正
令和4年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正